

記載例3 退職→残額は個人請求（普通徴収）の場合

町 県 民 税 森林環境税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		処理事由		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																							
注) 特別徴収義務者指定番号は必ず記入して下さい。						特別徴収義務者 指 定 番 号		80001030																							
玄海町長様 令和8年10月4日提出						連 絡 先		総務課給与係 氏名 玄海花子 電話 0955-22111 (内線 274)																							
給与支払者 (特別徴収義務者)						氏 名		〇〇〇商事(株)																							
所在地						〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地																									
個人番号 又は法人番号						1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																									
給与所得者						(7) 特別徴収税額 (年税額)		(4) 徴収済額																							
年 度 8年度 氏 名 (旧姓) 生年月日 T. S. H 玄海太郎 50年4月20日						円 177,000		円 117,600																							
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						6月から9月まで		8・9・30																							
1月1日現在の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地						円 59,400																									
給与の支払を受けなくなった後の住所 同上																															
退職後の未徴収税額の徴収						1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収		退職金の支払額 (支払予定日) 15,000,000 (8+10+11月) 勤務年数 25年6月																							
◎転勤等による新しい勤務先において『特別徴収の継続』を希望される場合は、次の欄に記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>給与所得者の新しい勤務先</td> <td>名 称</td> <td>所在地</td> <td>月割額 円を</td> <td>月分から徴収するように連絡済です。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>一括徴収の理由</td> <td>徴収予定額</td> <td>左記徴収予定額は下記月分で納入します</td> <td>※町記入欄</td> </tr> <tr> <td>1. 異動が令和8年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										給与所得者の新しい勤務先	名 称	所在地	月割額 円を	月分から徴収するように連絡済です。						一括徴収の理由	徴収予定額	左記徴収予定額は下記月分で納入します	※町記入欄	1. 異動が令和8年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)				2. 異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			
給与所得者の新しい勤務先	名 称	所在地	月割額 円を	月分から徴収するように連絡済です。																											
一括徴収の理由	徴収予定額	左記徴収予定額は下記月分で納入します	※町記入欄																												
1. 異動が令和8年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)																															
2. 異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため																															

退職金の支払いがある場合は記入して下さい。

3. 普通徴収に○印をしてください。

何月分まで特別徴収が済んでいるのかを記入してください。

◎退職後の残額が個人請求となる場合

届出書が { 7月中旬までに届けば、翌8月に個人請求します。(8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の8回払)
9月中旬までに届けば、翌10月に個人請求します。(10月、11月、12月、1月、2月、3月の6回払)
2月中旬以降に届けば、翌3月以降での1回払いです。

◎退職される方には、その後の残額の請求があることをご説明願います。